

## 第 15 章 警報設備の基準（危政令第 21 条）

### 警報設備の技術上の基準（危省令第 36 条の 2 から第 38 条）

#### 1 警報設備の設置区分（危省令第 38 条第 1 項）

| 区分                           | 製造所等の区分  | 施設規模等   |
|------------------------------|--|---|
| 自動火災<br>報知設備                 | 製造所<br>一般取扱所                                   | 10 倍以上の危険物を取り扱うもので、<br>① 延べ面積 500 m <sup>2</sup> 以上のもの<br>② 100 倍以上の危険物を取り扱う屋内のもの（高引火点危険物を 100℃未満で取り扱うものを除く。）<br>③ 他用途を有する建築物に設けるもの（開口部のない隔壁で区画されたものを除く。）   |
|                              | 屋内貯蔵所  | 10 倍以上の危険物を貯蔵するもので、<br>① 100 倍以上の危険物を貯蔵するもの（高引火点危険物を除く。）<br>② 第 2 類、第 4 類の危険物（引火性固体、引火点 70℃未満を除く。）以外のものを貯蔵する次のもの<br>ア 延べ面積が 150 m <sup>2</sup> を超えるもの（150 m <sup>2</sup> 以内ごとに不燃区画があるものを除く。）<br>イ 他用途を有する建築物に設けるもの（開口部のない隔壁で区画されたものを除く。）<br>③ 第 2 類、第 4 類の危険物（引火性固体、引火点 70℃未満を除く。）のみを貯蔵する延べ面積 500 m <sup>2</sup> 以上のもの<br>④ 軒高が 6m以上の平家建のもの |
|                              | 屋内タンク<br>貯蔵所                                   | 平家建以外の建築物で、10 倍以上の危険物（第 6 類、高引火点危険物を 100℃未満で貯蔵するものを除く。）を貯蔵するもので、<br>① 液表面積が 40 m <sup>2</sup> 以上のもの<br>② 高さ 6m以上のもの<br>③ 引火点 70℃未満のもの（他用途部分と開口部のない隔壁で区画されたものを除く。）   |
|                              | 給油取扱所  | 10 倍以上の危険物を取り扱うもので、<br>① 一方開放型屋内給油取扱所<br>② 上部に上階を有する屋内給油取扱所   |
| 加入電話<br>非常ベル装置<br>拡声装置<br>警鐘 | 上記以外のもので、10 倍以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの（移動タンク貯蔵所を除く。） |   |
| —                            | 上記以外のもの  |   |

#### 2 警報設備の基準

- (1) 消防機関に報知ができる電話は、危険物施設内になくても、同一敷地内のうち、速やかに通報ができる位置にあることでよいものである。
- (2) 自動火災報知設備を設けなければならない危険物施設（危省令第 38 条第 1 項第 1 号）以外の危険物施設で指定数量の倍数が 10 以上のものに、危省令第 38 条第 2 項の例により自動火災報知設備を設けた場合は、危省令第 37 条第 2 号から第 5 号までの警報設備を設けないことができる。

### 3 自動火災報知設備の基準

危省令第 38 条第 2 項の規定のほか、次によること。(H1 危 24)

- (1) 感知器等の設置は、施行規則第 23 条第 4 項から第 8 項までの規定の例によること。
- (2) (1)のほか、施行規則第 24 条及び第 24 条の 2 の規定の例によること。